

2022年（令和4年）第5回総会議事録

- 1 告示年月日 2022年（令和4年）5月16日（月）
- 2 通知年月日 2022年（令和4年）5月16日（月）
- 3 開催年月日 2022年（令和4年）5月31日（火）
- 4 開催場所 福山市東桜町3番5号
福山市役所 3階 小会議室

- 5 付議事項
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について
 - 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する処分について
 - 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する処分について
 - 議案第4号 非農地証明について
 - 議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
 - 議案第6号 非農地判断について
 - 議案第7号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について
 - 議案第8号 令和4年度最適化活動の目標の設定等（案）について
 - 議案第9号 福山市農業振興地域整備計画の変更の諮問に対する答申について

- 6 報告事項
 - 農地法等に関わる専決処分・届出等について

- 7 出席委員
 - 1番 佐藤 眞子 3番 土屋 智樹 4番 野田 幸男 6番 谷邊 博人
 - 7番 岡本 卓也 9番 石井 洋子 10番 安原 理雄 11番 下江 京子
 - 12番 河村 昇 13番 山本 明 14番 須藤 薫雄 以上11名

- 8 欠席委員
 - 2番 上田憲一郎 5番 寶諸 孝也 8番 小林 輝仁 15番 谷本 耕造
 - 以上4名

- 9 その他の出席者
0名

10 事務局等出席職員

事務局長	佐藤 貴保	事務局専門員	延平 光雄
事務局次長	瀧川 滋雄	事務局	三好 千鶴
北部出張所	藤井 勝俊	農業振興課	佐藤 晋
農業振興課	岡本 遊		以上7名

11 議事内容
午前 9時55分

事務局長	ただいまから、2022年（令和4年）第5回福山市農業委員会総会を開会いたします。 谷邊会長、会議の進行をお願いします。
会長	— 開会挨拶 —
会長	それでは、会議規則第3条の規定によりまして議長を務めさせていただきます。
議長	最初に、総会の成立を申し上げます。
議長	委員総数15名のうち、出席委員11名、欠席委員4名、在任委員の過半が出席ですので、本会議は成立します。
議長	続いて、会議規則第10条の規定により、議事録署名委員の指名を行います。 議席番号9番石井洋子委員と議席番号14番須藤薫雄委員をお願いします。
議長	議事に入る前に、議案の訂正等があれば、事務局より説明してください。
事務局	2022年（令和4年）第5回総会議案書追加及び訂正事項等について説明します。 最初に議案書8ページの「I 農業委員会の状況（令和3年3月30日現在）」を「I 農業委員会の状況（令和3年3月31日現在）」に訂正。 次に19ページの2 最適化活動の活動目標の（1）推進委員等が最適化活動を行う日数目標の1日当たりの活動日数欄「10日／月」を「6日／月」に訂正。

事務局 続き	次に議案書（別冊）３ページ９番の面積欄「６１２」を「６１２の内３ ３７．８９」に訂正。合計面積欄「畑 １， ３８８ 計 １， ３８８」 を「畑 １， １１３．８９ 計 １， １１３．８９」に訂正。説明は以 上です。
議 長	それでは、議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請に対する 処分決定について」を上程します。
議 長	東部地区の報告をお願いします。
委 員 １番 佐藤	東部地区の審議内容について、報告します。 東部地区では、５月２３日の午前８時４０分から１１時の現地調査と、５月 ２４日午前９時からの現地調査に続き、午前１１時１０分から市役所３階小会 議室で協議会を開催しました。 委員７名中全員の出席により、議案第１号１件、議案第２号１件、議案第４ 号１件、議案第６号１５件、合計１８件について審議しました。 それでは、議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請に対する処分決 定について」の１頁１番について報告します。 １番は京都市左京区の譲渡人から山手町の譲受人が持分移転を受けるもの です。場所は山手小学校から南東４９５ｍです。 受人及び申請農地、営農計画に問題なく、必要な農機具も確保されており、 下限面積も超えているので許可妥当と判断しました。以上です。
議 長	西部地区の報告をお願いします。
委 員 ４番 野田	西部地区の審議内容について、報告します。 西部地区では、５月２５日の午後０時５０分からの現地調査に続き、午後４ 時から市役所３階小会議室で協議会を開催しました。 委員１０名のうち全員出席により、議案第１号４件、議案第３号１件、議案 第４号１件、議案第６号３件、合計９件について審議しました。 それでは、議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請に対する処分決 定について」の２番から５番について報告します。 ２番は、瀬戸町の受人が、同町の渡人から申請地を譲り受け、経営規模を拡 大するものです。 ３番は、曙町の受人が、兵庫県宝塚市の渡人から申請地を譲り受け、新規就

<p>委員 4番 野田 続き</p>	<p>農するものです。</p> <p>4番は、東川口町の後継者が、沼隈町の渡人から申請地の贈与を受けるものです。</p> <p>5番は、田尻町の受人が、奈良県生駒郡平群町の渡人から申請地を譲り受け、経営規模を拡大するものです。</p> <p>いずれも、受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>松永地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 7番 岡本</p>	<p>それでは、松永地区の審議内容について報告をします。</p> <p>松永地区では、5月25日、午前10時30分から松永支所2階21会議室で協議会を開催しました。委員7名中6名の出席により、議案第1号2件、議案第4号1件、合計3件について審議いたしました。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の6番と7番について報告します。</p> <p>6番は、藤江町の受人が、津之郷町の渡人から譲受け、野菜を栽培する計画です。</p> <p>農機具も所有されており、受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。</p> <p>7番は、藤江町の受人が、同町の渡人から譲受け、水稻を栽培する計画です。農機具も所有されており、受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>北部地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 10番 安原</p>	<p>それでは、北部地区の審議内容について、報告します。</p> <p>北部地区では、5月25日の午後1時から関係者により、現地調査を行い、午後3時30分から北部支所3階の302会議室で協議会を開催しました。</p> <p>委員13名全員の出席により、議案第1号2件、議案第3号1件、議案第4号3件、の合計6件について審議いたしました。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の3ページの8番及び9番について報告をします。</p> <p>8番は、加茂町の受人が、同町の渡人から申請地を譲受け、水稻を栽培し、経営規模の拡大を図るものです。</p>

<p>委員 10番 安原 続き</p>	<p>9番は、神辺町の受人が、同町の渡人から申請地を使用貸借権で借り受け、季節野菜を栽培して新規就農するものです。いずれの案件も、受人は、農作業経験があり、必要な農機具等も確保済或いは確保予定であり、許可妥当と判断しました。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長 13番 委員 山本</p>	<p>神辺地区の報告をお願いします。</p> <p>神辺地区の審議内容について報告します。</p> <p>神辺地区では、5月25日、午前9時から現地調査を行い、午前10時30分から、神辺支所3階31会議室において地区協議会員8名中7名の出席により、議案第1号3件、議案第3号2件、議案第4号1件、議案第5号1件の合計7件について、審議しました。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」3ページ10番から12番について報告します。</p> <p>10番は、湯野の渡人が申請地の西中条の畑1筆1,039㎡を相続により所有していましたが、労力不足で営農困難であるため、西中条の社会福祉法人が譲り受けて、法人が経営する幼稚園における情操教育のための教育実習用農園として利用し、トウモロコシ、イモ類の栽培をするものです。</p> <p>11番は、申請地の上竹田の畑1筆391㎡について、所有している上竹田の渡人が労力不足で営農継続が困難となったため、申請地隣地の上竹田の受人が譲り受けて、季節野菜を栽培して経営規模の拡大を図るものです。</p> <p>12番は、申請地の下竹田の畑1筆132㎡について、所有している下竹田の渡人が、労力不足となったため、申請地隣地の下竹田の受人が譲り受けて、果樹の栽培をして経営規模の拡大を図るものです。</p> <p>いずれの案件も申請農地、営農計画に問題はなく、必要な農機具・労働力も確保され、下限面積も満たしていることから、許可妥当と判断しました。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局から補足説明等があればしてください。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第1号の10番については、社会福祉法人が教育実習用農園として利用するものであり、農地法施行令第2条に規定のある「権利移動の不</p>

<p>事務局 続き</p>	<p>許可の例外」となります。 その他の案件については、別紙調査書のとおり、借入後又は取得後の全ての農地を利用する計画であり、機械・労働力・技術などに問題はなく、農業委員会が定める下限面積を超えていることから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件をすべて満たしています。説明は以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>これより質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>— 質問等なし —</p>
<p>議長</p>	<p>質問等がないようですので、採決します。 議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>— 挙手 —</p>
<p>議長</p>	<p>全員挙手により、議案第1号は原案のとおり許可することに決定します。</p>
<p>議長</p>	<p>次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程します。 東部地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 1番 佐藤</p>	<p>議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について」の4頁1番について報告します。 1番は、新市町の申請人が、申請地を露天駐車場として使用するものです。既に砂利などが入っており、顛末書が添付されております。 場所は、中国中央病院から南西、595メートルです。 現地調査をしましたが、日照・排水等周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないことから、許可妥当と判断しました。以上です。</p>

議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局から補足説明等があればしてください。</p>
事務局	<p>議案第2号の1番は、農用地区域内農地、甲種農地、第1種農地、第3種農地に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地と認められるため、その他の農地である第2種農地として判断されます。</p> <p>別紙、農地転用許可申請に係る調査書のとおり、農地転用許可基準の要件を満たしており、申請は、適正かつ適法であり、事業規模からみて適切な面積で、周辺の営農状況に支障を生じるおそれもないと認められます。</p> <p>また、常設審議委員会への諮問案件ではありません。</p>
議 長	<p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>— 質問なし等 —</p>
議 長	<p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第2号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>— 全員挙手 —</p>
議 長	<p>全員挙手により、議案第2号は原案のとおり許可することに決定します。</p>
議 長	<p>次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程します。</p> <p>西部地区の報告をお願いします。</p> <p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定につい</p>

<p>委員 4番 野田</p>	<p>て」の1番について報告します。 沼隈町の受人が、同町の渡人から申請地を譲り受け、庭敷として整備するものです。 場所は、沼隈体育センターの南西、約90メートルです。 現地調査をしましたが、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないことから、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>北部地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 10番 安原</p>	<p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について」の5ページの2番について報告します。 2番は、神辺町の受人であるご夫婦が申請地に使用貸借権を設定し、親である新市町の渡人から借受け、住宅1棟を新築するものです。 場所は、常金丸小学校の北約600メートルのところですか。 現地調査をしましたが、日照・排水等、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>神辺地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 13番 山本</p>	<p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について」5ページ3番と4番について報告します。 3番は、土木工事業を営む川南の法人が、千田町の渡人から申請地の川南の田1筆219㎡を譲り受けて、事業で不足する露天資材置場として利用するものです。 4番は、湯野の渡人が所有する申請地の湯野の畑1筆56㎡について、申請地隣地を所有している湯野の受人が譲り受けて、自己所有地への進入路及び露天駐車場として利用するものです。 現地調査を行いました。いずれも日照・排水について支障を生じるおそれもなく、転用許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。 事務局から補足説明等があればしてください。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第3号の4番は井原鉄道井原線湯野駅からそれぞれおおむね500メートル以内に存在するため、第2種農地として判断されます。</p>

<p>事務局 続き</p>	<p>その他の案件は、農用地区域内農地、甲種農地、第1種農地、第3種農地に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地と認められるため、その他の農地である第2種農地として判断されます。</p> <p>別紙、農地転用許可申請に係る調査書のとおり、農地転用許可基準の要件を満たしており、申請は、適正かつ適法であり、事業規模からみて適切な面積で、周辺の営農状況に支障を生じるおそれもないと認められます。</p> <p>また、常設審議委員会への諮問案件はありません。</p>
<p>議長</p>	<p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>— 質問等なし —</p>
<p>議長</p>	<p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第3号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>— 全員挙手 —</p>
<p>議長</p>	<p>全員挙手により、議案第3号は原案のとおり許可することに決定します。</p>
<p>議長</p>	<p>次に、議案第4号「非農地証明について」を上程します。</p> <p>東部地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 1番 佐藤</p>	<p>議案第4号「非農地証明について」の6頁1番について報告します。</p> <p>1番は、北見台の申請人が、20年以上前から耕作放棄し、山林状態になったものです。</p> <p>場所は、誠之館高等学校から東90mです。</p> <p>現地調査をしましたが、農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。以上です。</p>

議 長	西部地区の報告をお願いします。
委 員 4番 野田	<p>議案第4号「非農地証明について」の2番について報告します。</p> <p>水呑町の申請人が、昭和45年5月頃から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し山林となっております。</p> <p>場所は、水呑大橋西詰交差点の南西、約600メートルです。</p> <p>現地調査をしましたが、農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。以上です。</p>
議 長	松永地区の報告をお願いします。
委 員 7番 岡本	<p>それでは、議案第4号「非農地証明について」の3番について報告します。</p> <p>3番は、広島市東区の申請人が、平成9年頃から住宅敷地として利用していたものです。場所は、本郷小学校から南西へ約350メートルのところですか。</p> <p>現地調査をしましたが、農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。以上です。</p>
議 長	北部地区の報告をお願いします。
委 員 10番 安原	<p>議案第4号「非農地証明について」の6ページ4番から6番について報告します。</p> <p>4番は、広島市佐伯区の申請人が、昭和58年頃から、耕作放棄していたところ、竹林等が繁茂し山林や法面となっております。</p> <p>場所は、芦田中学校の西約500メートルのところですか。</p> <p>5番は、大阪市中央区の法定相続人からの申請です。申請地の北側には平成4年4月頃に建築された住宅の一部や倉庫があり、敷地内も駐車場として使用しています。</p> <p>場所は、戸手高校の北約200メートルのところですか。</p> <p>6番は、倉敷市の申請人の父親が、昭和45年9月頃申請地の隣地へ住宅を建築し、その進入路として使用しています。</p> <p>場所は、常金中学校の南約900メートルのところですか。</p> <p>現地調査をしましたが、農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。以上です。</p>

議 長	神辺地区の報告をお願いします。
委 員 13番 山本	<p>議案第4号「非農地証明について」6ページ7番について報告します。</p> <p>郷分町の申請人は、申請地である川北の田1筆210㎡について、平成16年4月から携帯電話無線基地局の鉄塔敷地として貸与しており、現在に至るものです。</p> <p>現地確認しましたが、農地への復旧は困難であることから非農地証明妥当と判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>
委 員	— 質問等なし —
議 長	<p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第4号について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委 員	— 全員挙手 —
議 長	<p>全員挙手により、議案第4号は原案のとおり証明することに決定します。</p>
議 長	<p>次に、議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」を上程します。</p> <p>神辺地区の報告をお願いします。</p>
委 員 13番 山本	<p>議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」7ページ1番について報告します。</p> <p>1番は、川北の申請人が、令和3年12月に亡くなった別居していた母から相続した申請地の川北の田1筆1,077㎡について、相続税の納税猶予</p>

<p>委員 13番 山本 続き</p>	<p>特例適用の農地として申請されるものです。 申請人は、申請地での耕作を従前から手伝っており、耕作機械も保有し、今後も引き続き申請地で水稻栽培を継続していくということです。 現地確認を行いました。申請地は農地として適正管理されていたので証明妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。 これより質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>— 質問等なし —</p>
<p>議長</p>	<p>質問等がないようですので、採決します。 議案第5号について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>— 全員挙手 —</p>
<p>議長</p>	<p>全員挙手により、議案第5号は原案のとおり決定します。</p>
<p>議長</p>	<p>次に、議案第6号「非農地判断について」を上程します。 東部地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 1番 佐藤</p>	<p>議案第6号「非農地判断について」の8頁1番から9頁15番について報告します。 1番は農地パトロールで、2013年11月から複数年荒廃区分5と確認しており山林状態となっているものです。 場所は英数学館小学校から東へ175mの位置になります。 2番～15番は二つの谷にまたがっておりますが、ほぼまとまった位置にあります。2番～15番は農地パトロールで2020年9月から複数年荒廃区分5と確認しており山林状態が続いているものです。 場所は春日小学校から北東約1,380mの位置になります。 いずれも農地性はなく復元も困難であるため、非農地判断妥当と判断しました。以上です。</p>

議長	西部地区の報告をお願いします。
委員 4番 野田	<p>議案第6号「非農地判断について」の16番から18番について報告します。</p> <p>16番から18番は、赤坂町及び内海町において、農地パトロールで複数年にわたって荒廃区分が「5」と判断された山際の農地で、山林となっております。</p> <p>いずれも農地性はなく復元も困難であるため、非農地判断妥当と判断しました。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局から補足説明等があればしてください。</p>
事務局	<p>非農地判断は、農地パトロールで確認した復元が困難な農地や復元しても農地としての継続利用が見込まれない農地について、農業委員会が非農地と判断するもので、農地台帳から削除することとなります。</p> <p>非農地と判断した土地については、所有者等をはじめ、県、市、法務局等の関係機関にその旨を通知することとなります。以上です。</p>
議長	<p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>
委員	— 質問等なし —
議長	<p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第6号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	— 全員挙手 —
議長	<p>全員挙手により、議案第6号は原案のとおり決定します。</p>

議 長	<p>次に、議案第 7 号「令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について」を上程します。</p> <p>事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>議案第 7 号について説明いたします。</p> <p>この取り組みは、農業委員会の運営の透明性を確保するため、全国の農業委員会で実施されているものです。</p> <p>議案書 8 ページをご覧ください。</p> <p>「Ⅰ 農業委員会の状況」です。市内の農家・農地の概要と農業委員会の体制を記載しています。遊休農地面積は、一昨年の農地利用状況調査の遊休農地の内、再生可能な遊休農地の面積を記載しています。また、表中に記載のある「総農家数」、「販売農家数」等の農林業センサス数値は 2 0 1 5 年数値です。</p> <p>次に、9 ページ「Ⅱ 担い手への農地の利用集積・集約化」です。2 の表にありますが、令和元 3 年度は「集積目標」2 7 6 . 4 ヘクタールに対し「集積実績」は、2 5 6 . 0 ヘクタールで目標値を下回りました。また、新規実績の 9 . 1 ヘクタールは認定農業者や認定新規就農者等が新たに集積した農地面積の合計を記載しております。</p> <p>次に、1 0 ページ「Ⅲ 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」です。令和 3 年度の新規参入者数は 1 8 経営体で集積面積は 5 . 8 ヘクタールとなっており、参入数と面積共に、目標を達成しました。</p> <p>次に、1 1 ページ「Ⅳ 遊休農地に関する措置に関する評価」です。農地利用状況調査の実績を記載しています。営農再開や保全管理により解消された農地がある一方で、新たな遊休農地が確認されておりますが、トータルでは 4 . 8 ヘクタールの減少となっております。</p> <p>次に、1 2 ページ「Ⅴ 違反転用への適切な対応」です。令和 3 年度の違反転用面積は昨年より 0 . 2 ヘクタール減少し、0 . 5 ヘクタールとなっております。</p> <p>次に、1 3 ページ「Ⅵ 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検」です。</p> <p>「1 農地法第 3 条に基づく許可事務」の処理件数は 2 1 1 件となって</p>

事務局	います。
続き	「2 農地転用に関する事務」の処理件数は474件となっています。
	次に、14ページ「3 農地所有適格法人からの報告への対応」です。管内の18法人のすべてから報告書が提出されています。
	「4 情報の提供等」についてですが、賃借料情報や農地台帳のデータの更新など適切に行っています。
	次に、15ページ「VII 地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容」です。農地利用最適化等に関する事務と農地法等によりその権限に属された事務についての要望・意見はありませんでした。
	「VIII 事務の実施状況の公表等」については、議事録や活動の点検・評価を公表しています。説明は以上です。
議長	ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。
委員	— 質問等なし —
議長	質問等もないようですので、採決します。 議案第7号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	— 全員挙手 —
議長	全員挙手により、議案第7号は原案のとおり承認されました。
議長	次に、議案第8号「令和4年度最適化活動の目標設定等（案）について」を上程します。 事務局から説明してください。
事務局	議案第8号について説明します。 これまで、毎年度当初に計画していた「目標及びその達成に向けた活動計画」にかわり、令和4年度から「最適化活動の目標の設定等」を作成

<p>事務局 続き</p>	<p>し、公表することとされました。</p> <p>具体的には、最適化に向けた目標を大きく成果目標と活動目標に分割して記載することとなりました。</p> <p>17ページをご覧ください。</p> <p>農業委員会の体制等を記載しております。2 農家・農地等の概要の右側の表が、農業の担い手の該当者で合計127者となっています。</p> <p>また、表中に記載のある「総農家数」、「販売農家数」等の農林業センサス数値は2020年数値です。</p> <p>18ページの「1 最適化活動の成果目標」の(1)農地の集積ですが、現状、市内において担い手が集積している面積は256ヘクタールで集積率は7.3パーセントとなっています。</p> <p>今年度の新規集積面積の目標は80ヘクタールとしています。これは、R12年度までの担い手の集積率目標が、国が80パーセント、広島県が46パーセントとなっており、その達成のためには、福山市は28パーセント（面積ベースで985ヘクタール）とする必要があることから設定した数値です。</p> <p>次に(2)遊休農地の解消について、現況の遊休農地は49ヘクタールとなっており、内、比較的荒廃程度の軽い緑区分が30ヘクタール、重い黄色区分が19ヘクタールです。</p> <p>今年度の解消面積については、緑区分が2ヘクタール（30ヘクタールの内、耕作条件の良い10ヘクタールの5分の1）としています。</p> <p>黄色区分は解消に向けた工程表の策定、昨年度新規発生した3ヘクタールを目標としています。</p> <p>19ページの(3)新規参入の促進については、令和3年度実績は18経営体で集積面積が5.8ヘクタールです。</p> <p>新規参入者への権利移動面積の目標は7.1ヘクタールとしています。 (過去3年間の権利移動面積の平均の1割)</p> <p>次に「2 最適化活動の活動目標について」、(1)の活動日数については、6日/月、強化月間は利用権設定の受付期を当てています。また、県が主催する新規就農相談会へ参加することとしています。説明は以上です。</p>
-------------------	---

議 長	ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。
委 員	— 質問等なし —
議 長	質問等もないようですので、採決します。 議案第 8 号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
委 員	— 全員挙手 —
議 長	全員挙手により、議案第 8 号は原案のとおり承認されました。
議 長	次に、議案第 9 号「福山農業振興地域整備計画の変更の諮問に対する答申について」を上程します。 担当課より説明してください。
農業振興 課 佐藤 技師	<p>農業振興課の佐藤が、福山農業振興地域整備計画（案）について説明しますので、お手元に資料①をご準備ください。</p> <p>今回、整備計画書の全般について、おおむね 10 年を見通し、農業上の土地利用計画や、基盤・施設整備および農業従事者の安定的な就業などについて、現状と将来の見通しを踏まえ、国の農振法のガイドラインにのっとり見直しを行いました。その見直しの内容などについて、説明させていただきます。</p> <p>まず、5 頁をお願いします。</p> <p>この表は、本市の 37,029ha の農業振興地域内の土地を区分したものとなります。現在の農用地は 4718.1ha、農業施設用地は 6.4ha となっています。このうち、市が確保すべき農地として指定した農用地区域は、(P8) 農地 3,682.5ha と採草放牧地 2.1ha を足した 3,684.6ha で、農業用施設用地は 6.4ha となっています。</p> <p>これを図化したものが、「附図 1 号 土地利用計画図」となりますので、こちらは後程ご確認いただければと思います。5 頁の表の説明を続けさせていただきます。</p> <p>農用地区域の下の段は、10 年後の将来の目標数値です。過去 10 年間で発</p>

生した、農地転用や非農地判断の傾向を反映した結果、10年後は農地でマイナス139.5ha、農業用施設用地はプラス10.2haを見込んでいます。
続いて、次のページ、6頁をお願いします。

農用地区域の設定方針ということで、国の農振法第10条第3項に基づき、Aの土地改良を実施した農地、Bの中山間地域等直接支払制度及び多面的機能支払制度の対象農地、同じくBの現況確認の結果、農業上の利用を確保することが必要であると認められる農用地を農用地区域に指定する方針としています。

昨年度作成した基礎資料を踏まえ、これまで実施した土地改良の区画に該当する農地や中山間地域等直接支払制度等の対象農地の情報を入力し、これらを優先的に農用地区域に指定するとともに、その他の農地について農業上の利用を農業委員会等と連携し現況確認をした上で、今回の農用地区域を整理しています。

8頁をお願いします。先ほどの5ページの農業振興地域内面積で記載した、農業振興地域内の農用地区域の面積目標について、地理的条件などを考慮し、市内を6地区に区分し、目標を定めたものになります。

9頁をお願いします。

イ用途区分の構想についてですが、市内6地区のそれぞれの特性に応じた、農業生産の考えを記載しています。

11頁をお願いします。

2農用地利用計画についてです。現在の農用地利用計画は、農用地区域の除外地番の記載となっていますが、今回の見直しに伴い、指定地番の記載としています。今回は、頁数で180頁以上のものになりますので資料として添付していませんが、必要な方はお渡ししますのでその旨を後ほどお伝えください。

12頁をお願いします。

第2農業生産基盤の整備開発計画 1農業生産基盤整備及び開発の方向です。農業生産基盤の整備については、用排水路整備を中心に、生産性の向上、面的まとまりの確保、地域特性の視点から、生産基盤の長寿命化や必要に応じた事業の実施等を進めてまいります。

14頁をお願いします。

こちらの、農業生産基盤整備開発計画の表は、今後予定している基盤整備の内容となります。

ご覧の通り、全て用排水路整備となっています。一番上の箕島は、農地の条件整備ですが、他は水路等の長寿命化に向けた整備予定です。

続いて、15頁をお願いします。

こちらは、農用地等の保全整備計画の表となります。平成30年7月に起き

農業振興
課佐藤技
師続き

た豪雨災害等を受けて、県において積極的に防災・減災に向け、ため池の整備や廃止が予定されています。これらを図化したものが、資料に添付しています「附図2、3号農業生産基盤整備開発計画図等」となります。後ほどご確認いただければ幸いです。

17頁をお願いします。

第4農業経営の規模の拡大などの促進計画の1（1）効率的かつ安定的な農業経営の目標です。農業を主業とする農業者が、年間農業所得500万円、年間総労働時間2,000時間以内の水準の実現を目指すものです。

21頁をお願いします。

第5農業近代化施設の整備計画です。水稻、野菜、果樹などについて、整備の方向を記載しています。

22頁の第6から24頁の第8までは、農業を担うべき者の育成・確保施設の整備や農業従事者の安定的な就業の促進、生活環境施設の整備などの計画を記載しています。

以上で農業振興地域整備計画（案）の説明を終わります。

農業振興
課岡本
主事

失礼します。資料②を説明します。

農業振興地域からの除外申出に係る担当をしている農業振興課の岡本です。

続いて、私の方からは、2021年12月に受付を行った農用地区域からの除外申出に係る内容について、説明させていただきます。

まず概要について、簡単に触れさせていただきます。

農業振興地域内において、農用地を指定した区域は、農地以外に利用できないこととなっておりますが、やむを得ない理由により、農地以外に利用する必要が生じた場合には、あらかじめ、その農地を農用地区域から除外する必要があります。

除外するにあたっては条件があり、まず5つの要件として、

- ・農用地区域内の農地以外に代替する土地がないこと
- ・農用地の集団化・農作業の効率的かつ総合的な利用に支障がないこと
- ・効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障がないこと
- ・農用地区域内の土地改良施設の有する機能に支障がないこと
- ・土地改良事業等の工事完了年度の翌年度から起算して8年を経過していること

という要件が定められています。

また、その他として、

- ・不要不急のものでないこと
- ・他法令の許可等の見込みがあること

<p>農業振興 課岡本 主事 続き</p>	<p>及び、 本市が独自に基準を定めた「農業振興地域整備計画にかかる農用地利用計画の変更事務取扱要領」による「申出資格」、「面積」等の要件の全てを満たしていることが条件となります。 今回は、年2回の申出のうち、2021年12月28日を締切りとして受付けた申出分64件（重要変更2件と軽微変更2件）について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により、諮問させていただきます。 変更内容について、概要を申し上げます。 別にお配りした「福山農業振興地域整備計画の変更に係る資料」をご覧ください。 資料を1枚めくっていただき、「1. 農用地利用計画変更状況」の「(1) 重要変更」をご覧ください。 各地区の件数、筆数、面積を記載しており、合計は一番下の欄にある62件、122筆、54,132.41㎡になります。 続いて、資料を1枚めくっていただいて、 「(2) 軽微変更」について、用途区分の変更の申出が2件、2筆、103.40㎡ありました。 続いて、資料を1枚めくっていただいて、「2. 変更理由別件数」について、理由別の内訳を記載しています。 重要変更の変更理由として主なものとしては、非農地証明によるものが26件、次いで資材置場や駐車場10件と多くなっています。 (2) 軽微変更については、農業用施設用地によるものとなっております。 続いて、資料を1枚めくっていただいて、福山農業振興地域整備計画変更計画（案）について、ページ数の1ページから12ページまでが、今回の重要変更に係る内容62件について、最後の13ページが用途区分変更に係る内容2件について、記載しております。 本日の諮問に対する答申をいただいた後、公告、30日間の縦覧期間、15日間の異議申立期間、広島県への本協議等、所定の手続きを経て、農業振興地域整備計画の変更が決定されます。私の方からの説明は以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>議案第9号について、これより質疑に入ります。 発言のある方は、挙手をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>— 質問等なし —</p>

議 長	<p>質問等もないようですので、採決します。</p> <p>議案第9号について、原案に異議がない場合は、挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>— 全員挙手 —</p>
議 長	<p>全員挙手により、議案第9号は、「諮問のとおり変更することに異議がない旨」を答申します。</p>
議 長	<p>次に、報告事項の「農地法等に関わる専決処分・届出等について」を事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>専決処分及び届出等について、ご説明します。</p> <p>議案書（別冊）の10ページから13ページの「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」です。これは、相続等により農地の権利を取得した場合の届出です。農業委員会処務規則第6条の2第1項の規定により、15件を事務局長専決で受理しました。</p> <p>次に、14ページの「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理について」及び、15ページから21ページの「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」です。</p> <p>4条3件、5条41件を農業委員会処務規則第6条の2第1項の規定により、事務局長専決で受理しました。</p> <p>次に、22ページの「農地法施行規則第29条第1項の規定による協議書の受理について」です。認定電気通信事業者が行う通信のための電線及び中継施設等の設置、あるいは電気事業者が送電用等の施設等に供する敷地として転用する場合については、農地転用の制限の例外となります。4件の協議書を受理しています。</p> <p>次に、23ページの「農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について」です。賃貸借を解約したことの通知が7件ありました。</p> <p>次に、25ページの「農地等の現況に係る照会に対する調査結果について」です。広島法務局福山支局から1件の照会があり、農地性がないことを確認しました。回答期限が照会のあった日から2週間であり、この間に総会の開催が</p>

<p>事務局 続き</p>	<p>ないため事務局長による専決処分により回答しました。</p> <p>次に、26ページの「農地法の規定による許可又は届出の取消し・申請取下げについて」です。許可又は届出の受理後、何らかの事情により履行できなかったことから提出されたものであり、1件を受理しました。専決処分及び届出等については以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>— 質問等なし —</p>
<p>議長</p>	<p>発言等もないようですので、以上をもちまして2022年（令和4年）第5回福山市農業委員会総会を終了します。</p> <p>なお、来月の総会は6月30日開催の予定です。</p> <p>皆様お疲れ様でした。</p>
<p>議長</p>	<p>委員の皆様には、ご審議いただきありがとうございました。</p> <p>気をつけてお帰りください。</p>

午前11時10分閉会